山口県公安委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程

（令和６年３月２９日公安委員会規程第２号）

改正

（趣旨）

第１条　この規程は、山口県公文書等管理条例（令和５年山口県条例第１号。以下「条例」という。）第１２条第１項の規定に基づき、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）における公文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公文書　公安委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該職員が組織的に用いるものとして、公安委員会が保有しているもの（条例第２条第２項各号に掲げるものを除く。）をいう。

(2) 電子文書　文書の作成に代えて作成される電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(3) 簿冊等　能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「簿冊」という。）及び単独で管理している公文書をいう。

(4) 簿冊管理簿　簿冊等の管理を適切に行うため、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。

(5) 回議書　決裁に係る一切の公文書をいう。

（総括文書管理者）

第３条　公安委員会に総括文書管理者を置く。

２　総括文書管理者は、警務部総務課長をもって充てる。

３　総括文書管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 簿冊管理簿の調製に関すること。

(2) 公文書の管理に関する改善措置の実施に関すること。

(3) 公文書の管理に関する研修の実施に関すること。

(4) 組織の見直しに伴う必要な措置に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関する事務の総括に関すること。

（文書管理者）

第４条　公安委員会に文書管理者を置く。
２　文書管理者は、公安委員会会務官をもって充てる。
３　総括文書管理者は、必要があると認める場合は、前項の規定により文書管理者に充てられた者に代えて、当該者以外の者を文書管理者とすることができる。
４　文書管理者は、次に掲げる事務を行う。
(1) 保存に関すること。
(2) 保存期間が満了したときの措置に関すること。
(3) 簿冊管理簿に関すること。
(4) 移管又は廃棄に関すること。
(5) 公文書の管理状況の点検に関すること。
(6) 公文書の管理に関する職員の指導に関すること。
（文書取扱主任等）
第５条　公安委員会に文書取扱主任を置く。
２　文書取扱主任は、文書管理者が指定する職員をもって充てる。
３　文書取扱主任は、前条第４項各号に掲げる事務について文書管理者を補佐するほか、次に掲げる事務を行う。
(1) 公文書の収受及び発送に関すること。
(2) 公文書の審査に関すること。
４　文書管理者は、文書取扱副主任を置き、文書取扱主任を補佐させることができる。
（公安委員会が保有する公文書）
第６条　公安委員会が保有する公文書は、次に掲げるとおりとする。
(1) 公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有する必要があると認めたものを含む。）
(2) 警察法（昭和２９年法律第１６２号）第４３条の２に規定する事務に関する公文書
(3) 警察法第７９条に規定する事務に関する公文書
(4) 警察署協議会に関する公文書
(5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が保有する必要があると認めた公文書
（文書番号）
第７条　文書及び電子文書には、記号及び番号からなる文書番号を付さなければならない。
２　前項の記号は、「山公委」とする。
３　第１項の番号は、一連番号とし、暦年により更新しなければならない。
（発信者名）
第８条　文書及び電子文書の発信者名は、別に定めるところによる。
（文書及び電子文書の例式）
第９条　文書の例式は、山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和３

２年山口県公安委員会規程第１号）に定めるところによる。

２　電子文書の例式については、山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の規定の例による。

（決裁区分）

第１０条　回議書には、別に定める決裁区分により、別に定める表示をしなければならない。

（簿冊管理簿の閲覧及び公表）

第１１条　簿冊管理簿は、警務部警察県民課に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用する方法により公表するものとする。

（その他）

第１２条　この規程に定めるもののほか、公文書の管理については、知事が取り扱う公文書の管理に関する規程（令和６年山口県訓令第４号）の規定の例による。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（山口県公安委員会公文書取扱規程の廃止）

２　山口県公安委員会公文書取扱規程（平成１３年山口県公安委員会規程第３号）は、廃止する。